

東浦町ふるさと寄附金事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町ふるさと寄附金（以下「寄附金」という。）の募集等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の申込み)

第2条 この要綱に基づき、寄附金の申込みをしようとする者は、次に掲げるいずれかの方法により寄附の申込みをするものとする。

(1) インターネットサイトへの入力

(2) 申請書の提出

(寄附金の納付方法)

第3条 寄附金の納付は、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 東浦町が発行する納付書による納付

(2) 現金書留での郵送による納付

(3) 東浦町役場窓口での現金持参による納付

(4) インターネットサイトを經由したクレジットカードによる納付

(5) インターネットサイトを經由したコンビニエンスストアでの納付

(6) 郵便局での東浦町が指定する振込用紙による納付

(寄附金受領証明書の交付)

第4条 町長は、寄附金を受領したときは、当該寄附金の申込みをした者（以下「寄附者」という。）に対し、東浦町ふるさと寄附金受領証明書（別記様式）を交付するものとする。

(寄附の申込みの取消し)

第4条の2 寄附者は、寄附金納付後に寄附の申込みの取消しをすることができない。ただし、町長が認めた場合はこの限りではない。

(寄附金の使途)

第5条 寄附金は、東浦町ふるさとづくり基金条例（平成20年東浦町条例第5号）第1条に規定する東浦町ふるさとづくり基金に積立てた後、次に掲げる事業の財源に充当するものとする。

(1) 町政全般に係る事業

(2) 子どもたちが健やかに生まれ育つための事業

(3) 高齢者福祉、障がい者福祉等の充実のための事業

(4) 教育、文化又はスポーツ活動を発展又は充実させるための事業

(5) 安全なまちづくりのための事業

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長があらかじめ使途を指定した上で募集する寄附金に係る事業

(7) その他の事業

(寄附金の使途の指定)

第6条 寄附者は、自らの寄附金の使途について、前条各号に掲げる事業のうちから

指定することができる。

2 町長は、寄附者が前項の規定による使途の指定をしなかったときは、当該寄附金を前条第1号の事業の財源に充てることができる。

(寄附金に対する謝礼等)

第7条 町長は、寄附金額が1回当たり10,000円以上の寄附者(個人に限る。以下この条において同じ。)に対し、謝礼品を贈呈することができる。ただし、次に掲げる者には、謝礼品を贈呈しないものとする。

(1) 東浦町に住所を有する者

(2) 第5条第6号に掲げる事業を寄附金の使途として指定した者

2 謝礼品は、寄附金の額に応じて町長が指定するものうちから、寄附者が選択するものとする。

3 謝礼品の贈呈は、謝礼品提供事業者が謝礼品を寄附者に送付することにより行うものとする。

4 寄附者は、謝礼品の贈呈を辞退することができる。

(謝礼品の募集及び選定)

第8条 町長は、募集要項を定め、謝礼品及び謝礼品提供事業者を随時募集するものとする。

2 町長は、謝礼品の選定を、応募のあったものの中から毎年2月及び9月に行うものとする。ただし、必要があれば、謝礼品の選定を随時行うこともできるものとする。

(公表)

第9条 寄附者及び寄附金の運用状況の公表は、寄附者の希望により、町広報紙、ホームページ等により行うものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、寄附金について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年3月3日から施行する。

2 この要綱による改正後の東浦町ふるさと寄附金事務取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の寄附金の申込について適用し、同日前の寄附金の申込については、なお従前の例による

附 則

1 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

2 この要綱による改正後の東浦町ふるさと寄附金事務取扱要綱の規定は、この要綱

の施行の日以後の寄附金の申込について適用し、同日前の寄附金の申込については、
なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 11 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

東浦町ふるさと寄附金受領証明書

住 所

氏 名

寄附日

寄附額

上記のとおり、東浦町ふるさと寄附金に寄附いただいたことを証明します。

年 月 日

愛知県知多郡東浦町長